指導者養成アドバイザーコーチ事業　実施要項

１　目　的

全国トップレベルの指導者の指導技術や戦略・戦術を学ぶ機会を設けて指導者の資質向上を図る。また、トップレベルの指導者とのつながりを作ることで本県選手の進路開拓を図る。

これらの指導者の指導を受けた選手が将来的に本県において指導者として活躍する好循環の基礎を作る。

２　対　象

国民体育大会実施競技で、滋賀県競技力向上対策本部が対象と認めた競技団体

３　期　間

各年度４月１日～２月末日までとする。

補助期間については、やむを得ない事情のある場合は別途協議する。

４　内　容

（１）事業内容

以下の形態での事業を原則として年間３回以上実施する。年間計画において、形態を組み合わせて実施してもよいものとする。

（ア）アドバイザーコーチ招聘による研修会、実技講習会の開催

全国トップクラスの指導者を招聘し、本県の指導者を対象とした研修会や実技講習会を実施する。

（イ）指導現場訪問研修

全国トップクラスの指導者が指導する現場を訪れ、実際の指導を直接学ぶ。

（ウ）コーチング技術研修

全国トップクラスの指導者が本県の選手に対して指導をする機会を設け、その指導技術や指導方法を学ぶ。

（２）支援内容

（ア）対象競技団体・種別が実施する事業において、交通費、報償費、宿泊費、消耗品費、施設使用料、その他滋賀県競技力向上対策本部が認める経費を補助する。

（イ）実施競技団体・種別に３０万円を上限として補助する。

５　申請方法

申請者は競技団体会長とし、事業概要を示した実施希望調査書を提出する。

滋賀県競技力向上対策本部で事業の概要や競技団体の指導者の状況を精査して、実施競技団体を決定する。

６　その他

本事業は、４年間の継続事業とする。

実施競技団体においては、各競技団体の中・長期的な指導者養成方針に基づいた事業計画を立て、各年度の事業を実施する。

補助金の交付は、原則概算払いとする。

付則　この要項は、２０１９年４月１日より施行する。